

今後の協議会について

- 木津川上流部では、平成27年の社会資本整備審議会答申を踏まえ、平成28年6月に木津川上流部減災対策協議会（以下、木津上減災協）を設立。その後、平成28年度～令和2年度に実施する取組をまとめた『「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく木津川上流部の取組方針』を策定し、5カ年ごとに改定を行っている。
- その後、令和2年の社会資本整備審議会答申を踏まえ、淀川流域治水協議会木津川上流分会が創設され、木津上減災協の規約改定と共に分会は減災協の中に統合された。翌年には「淀川水系流域治水プロジェクト木津川分会」版（以下、流域治水プロジェクト）を策定している。

平成27年9月 関東・東北豪雨災害（鬼怒川の洪水氾濫）

■社会資本整備審議会答申（平成27年12月）

「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」と意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要がある。

平成27年12月 水防災意識社会再構築ビジョン 策定

木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会 創設 （平成28年6月1日）

『「水災害意識社会 再構築ビジョン」に基づく木津川上流部の取組方針』策定 （平成28年7月26日）

令和2年度までに達成すべき目標・概ね5年で実施する取組を設定

平成30年7月 豪雨

令和元年10月 東日本台風

■社会資本整備審議会答申（令和2年7月）

近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指す。

淀川流域治水協議会木津川上流分会 創設 （令和2年10月） ※木津川上流部減災対策協議会と統合（減災協規約改定）

「淀川水系流域治水プロジェクト木津川分会」版 策定 （令和3年2月）

『「水災害意識社会 再構築ビジョン」に基づく木津川上流部の取組方針』改定 （令和4年3月25日）

令和7年度までに達成すべき目標・概ね5年で実施する取組を設定

■「水災害を自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす総力戦の流域治水をめざして」提言（令和5年4月）

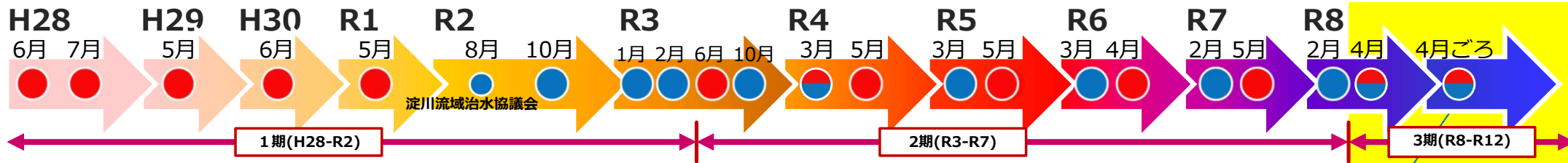
- 激甚化・頻発化する水災害から命を守り、被害を最小化するためには、住民や企業等が自らの水害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進していく必要がある。
- このため国土交通省では、令和5年4月に「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」を設置

■流域治水プロジェクト2.0への更新を表明（令和5年8月）

- グリーンインフラや治水機能以外の多面的な機能も考慮する必要がある。
- 気候変動を踏まえた治水計画に見直すとともに、流域対策の目標を定め、あらゆる関係者による流域対策の充実を目的とし、気候変動を踏まえた河川及び流域での対策の方向性を『流域治水プロジェクト2.0』として、全国109水系で順次更新し、流域関係者で共有

「淀川水系流域治水プロジェクト2.0 木津川分会」版 策定 （令和6年3月）

- これまでそれぞれの議題・構成員ごとに協議会を分割して開催し、年に2回実施してきたが、**年1回に統合していく方針**とする。



木津川上流の水防災意識社会 再構築ビジョン

- 平成28年6月1日に設立
- 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく木津川上流部の取組方針を策定 (H28.7.26、R4.3.25改定)

■ 5年間で達成すべき目標

平成27年9月の関東・東北豪雨や平成26年8月の広島土砂災害等の教訓を踏まえ、木津川上流域の大規模水害・土砂災害及び複合災害に対し「逃がす・防ぐ・回復する」ことにより減災する。

- 構成メンバー：水防法第15条の9、第15条の10に基づく構成員

津市長、名張市長、伊賀市長、笠置町長、南山城村長、宇陀市長、山添村長、曾爾村長、御杖村長、三重県(伊賀建設事務所長、伊賀地域防災総合事務所長、津建設事務所長、津地域防災総合事務所長、京都府(山城南土木事務所長)、奈良県(奈良土木事務所長、宇陀土木事務所長)、水資源機構関西支社木津川ダム総合管理所長、津地方気象台長、奈良地方気象台長、国土交通省近畿地方整備局(淀川ダム統合管理事務所長、木津川上流河川事務所長、紀伊山系砂防事務所長)

R9出水期前より
年1回の合同開催を
通例とすることを想定

凡例

- 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく内容を協議
- 流域治水プロジェクトに基づく内容を協議

流域治水プロジェクト

↑ 取組の共有等

- 令和2年10月に淀川流域治水協議会木津川上流分会を立ち上げ (※減災協の規約改正)

■ 目的 近年の豪雨や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、淀川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

- 「淀川水系流域治水プロジェクト木津川分会」をとりまとめ (R6.3更新)

- 構成メンバー：淀川流域治水協議会規約第3条の2に基づく構成員

津市長、名張市長、伊賀市長、笠置町長、南山城村長、宇陀市長、山添村長、曾爾村長、御杖村長、三重県(水災害対策監)、京都府(建設交通理事) 奈良県(河川政策官)、水資源機構関西支社木津川ダム総合管理所長、津地方気象台長、奈良地方気象台長、国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター近畿北陸整備局長、西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 阪奈支社長、近畿日本鉄道株式会社大阪統括部 施設部長、伊賀鉄道株式会社 鉄道営業部長、国土交通省近畿地方整備局(淀川ダム統合管理事務所長、木津川上流河川事務所長、紀伊山系砂防事務所長)、農林水産省 近畿農政局(洪水調節機能強化対策官、淀川水系土地改良調査管理事務所長)、東海農政局 洪水調節機能強化対策官、日本防災士会(三重県支部長、京都府支部長、奈良県支部長)

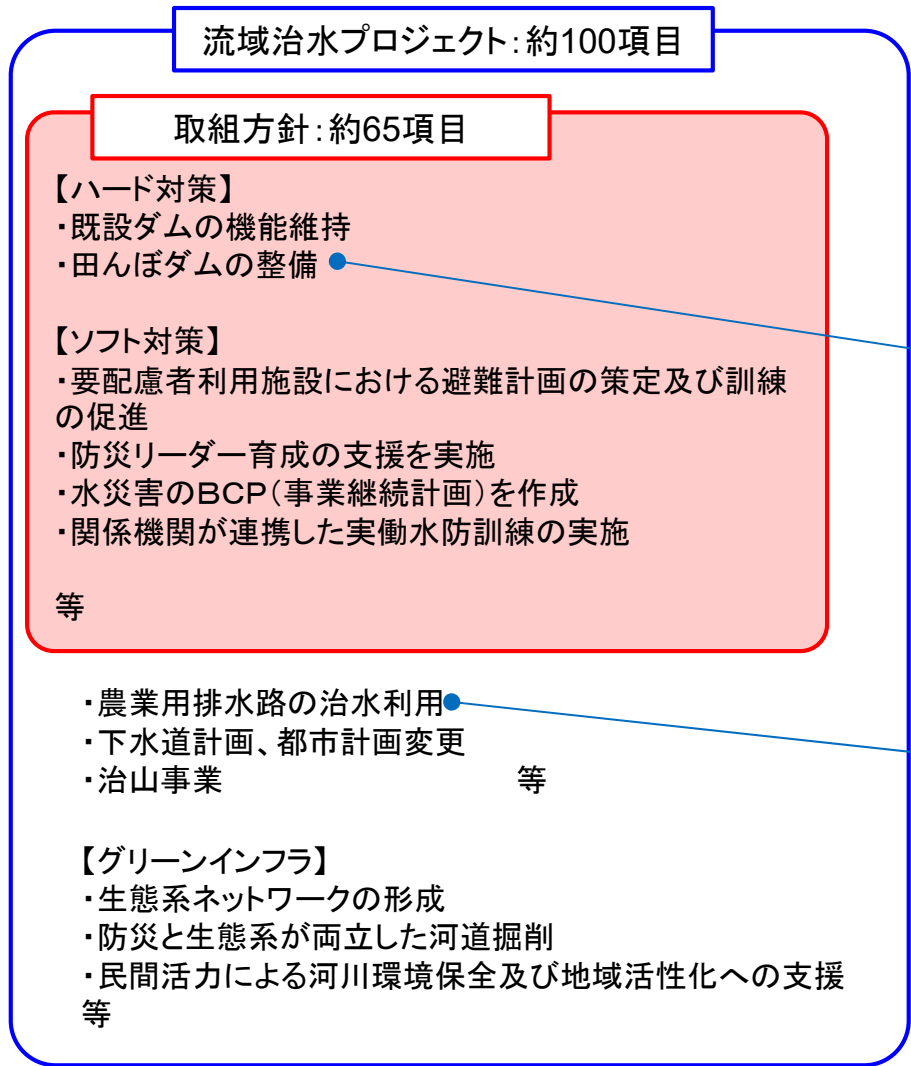
合同開催による変更有無

規約、規程 参照

・ 合同開催による減災協に係る各項目の変更有無について、減災協規約に記載の条項に沿って整理した。

条文番号	項目名	規約 頁番号 (黄着色)	これまで	これから	備考
第1条	名称	1	<ul style="list-style-type: none"> 会議名は既に合同となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行と同一を想定 	
第2条	目的	1	<ul style="list-style-type: none"> 双方の協議内容を含んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行と同一を想定 	
第3条	対象地域	1	<ul style="list-style-type: none"> 木津川上流域を対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行と同一を想定 	
第7条	協議会の 実施事項	1~2	<ul style="list-style-type: none"> 第7条第1~5項を5月の水防法に基づく協議会で実施 第7条第6~9項を3月の流域治水協議会規約に基づく協議会で実施 	<ul style="list-style-type: none"> 第7条第1~9項をまとめて年1回の協議会で実施することを想定 	
-	構成員	4,5,8~ 11	<ul style="list-style-type: none"> 本資料p5参照 	<ul style="list-style-type: none"> 現行と同一を想定しているが、取組メニュー検討により変更可能性あり 	
-	会議開催	-	<ul style="list-style-type: none"> 幹事会年2回(水防法:4月、流域治水協議会:2月) 協議会年2回(水防法:5月、流域治水協議会:3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 幹事会 年1回を想定 協議会 年1回を想定 	<ul style="list-style-type: none"> 合同開催による参加人数増加で、「聞き手」意識になりやすいことが憂慮されるため、議論の場として担当者勉強会を開催予定。
-	取組 メニュー	-	<ul style="list-style-type: none"> 【水防法】取組方針に基づく 【流域治水】「流域治水プロジェクト木津川分会」版に基づく 	<ul style="list-style-type: none"> 双方の取組について重複するものも多いため、取組メニュー名称の統一を図っていく予定。 	

- 流域治水プロジェクトと取組方針で定めている取組メニューのほとんどは同一の内容である。一部、流域治水プロジェクトで定められている「グリーンインフラ」等、流域治水プロジェクトのみで定められている取組も存在している。
- 協議会を合同開催とすることにより、情報共有不足の防止や幅広い主体による対策の認知に繋がり、双方にとって参考となる協議会となることが期待できる。



■取組メニューの対応関係 例

水防災意識社会 再構築ビジョン		流域治水プロジェクト		取組項目
G5: 流出抑制に関する事項(洪水、土砂、流木)				
G5-1	G5-1: 調整池の整備(田んぼダムの整備、ため池の治水利用)	R5-1	R5-1: 雨水貯留施設の整備※	雨水貯留施設の整備
				各戸貯留の促進
		R5-2	R5-2: 田んぼダムの整備※	田んぼダムに関する調査
				農業関係者対象の田んぼダム説明会の開催
				田んぼダムの整備
		R5-5	R5-5: ため池の治水利用※	ため池の治水活用検討
				ため池の改修
				ため池の事前放流
				ため池の浚渫
-		R5-7	R5-7: 農業用排水路の治水利用※	農業用排水路の治水活用検討
				農業用排水路の改修
G5-2	G5-2: 森林の整備・保全	R5-6	R5-6: 森林の整備・保全	間伐等の森林整備の検討
				間伐等の森林整備

▲構成員に毎年依頼している「取組アンケート」より抜粋

【参考】構成員について

規約、規程 参照

- ・ 機関・部局によっては、水防法もしくは流域治水協議会規約のどちらかに基づく構成員となっている。
- ・ 合同開催となった場合も構成員は同一とする予定だが、取組メニューの検討や構成員の皆様からのご意見によって変更する可能性がある。

宇陀市	建設部 建設課長	○	○	市町村の部局も幹事会規程ではどちらかに基づく構成員である場合がある。
	総務部 危機管理課長	○	—	
	健康福祉部 介護福祉課長	○	—	

 : 「水防災意識社会 再構築ビジョン」のみの構成員
 : 「流域治水プロジェクト」のみの構成員

■構成員

構成※	構成機関名	協議会構成員	水防法第15条の9、第15条の10に基づく構成員	淀川流域治水協議会規約第3条の2に基づく構成員
	伊賀市	伊賀市長	○	○
	名張市	名張市長	○	○
	津市	津市長	○	○
	笠置町	笠置町長	○	○
○	南山城村	南山城村長	○	○
	山添村	山添村長	○	○
◎	宇陀市	宇陀市長	○	○
	曾爾村	曾爾村長	○	○
	御杖村	御杖村長	○	○
三重県		三重県 河川課長	—	○
		三重県 伊賀建設事務所長	○	—
		三重県 伊賀地域防災総合事務所長	○	—
		三重県 津建設事務所長	○	—
		三重県 津地域防災総合事務所長	○	—
		京都府 河川課長	—	○
京都府		京都府 山城南土木事務所長	○	—
		奈良県 河川整備課長	—	○
奈良県		奈良県 奈良土木事務所長	○	—
		奈良県 宇陀土木事務所長	○	—
		水資源機構関西支社 木津川ダム総合管理所	木津川ダム総合管理所長	○
	津地方気象台	津地方気象台長	○	○
	奈良地方気象台	奈良地方気象台長	○	○

構成※	構成機関名	協議会構成員	水防法第15条の9、第15条の10に基づく構成員	淀川流域治水協議会規約第3条の2に基づく構成員
	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター近畿北陸整備局	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター近畿北陸整備局長	—	○
	西日本旅客鉄道株式会社	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 阪奈支社長	—	○
	近畿日本鉄道株式会社	近畿日本鉄道株式会社 大阪統括部 施設部長	—	○
	伊賀鉄道株式会社	伊賀鉄道株式会社 鉄道営業部長	—	○
	国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所	淀川ダム統合管理事務所長	○	○
	国土交通省 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所	木津川上流河川事務所長	○	○
	国土交通省 近畿地方整備局 紀伊山系砂防事務所	紀伊山系砂防事務所長	○	○
	農林水産省 近畿農政局	農村振興部 洪水調節機能強化対策官	—	○
	農林水産省 近畿農政局 淀川水系土地改良調査管理事務所	淀川水系土地改良調査管理事務所長	—	○
	農林水産省 東海農政局	農村振興部 洪水調節機能強化対策官	—	○
	日本防災士会	三重県支部長	—	○
	日本防災士会	京都府支部長	—	○
	特定非営利活動法人 奈良県防災士会	理事長	—	○

※構成 ◎ : 会長、○ : 副会長

■事務局

※木津川上流河川事務所（全体窓口）

- ・ 事務負担の軽減の観点から、**大規模氾濫減災協議会**（水防法第15条に基づく、減災対策協議会と同様の会議）の**流域治水協議会**との合同開催等については認められている。
- ・ また、**流域治水協議会**は、**大規模氾濫減災協議会**を包括するものであり、取組方針の内容を共有するものとされている。

協議会の運営については、WEB 会議ツールの活用のほか**関連する協議会（流域治水協議会など）と構成員や協議事項の相違に留意したうえで、同日開催とするなど、**効率的な実施を図るようお願いいたします。

▲国土交通省 水管理・国土保全局、令和7年5月13日、通知『令和7年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について』より抜粋

右図①抜粋

流域治水協議会

【目的】

- ・ **流域治水推進**のため、河川整備計画に基づく河川整備やダム建設、減災協の取組方針を共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築

※流域治水推進に資する河川整備計画に位置付けた場合、連携・整合を図る

右図②抜粋

大規模氾濫減災協議会（水防法）

【目的】

- ・ **想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減**に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行う

↓

包括関係にある

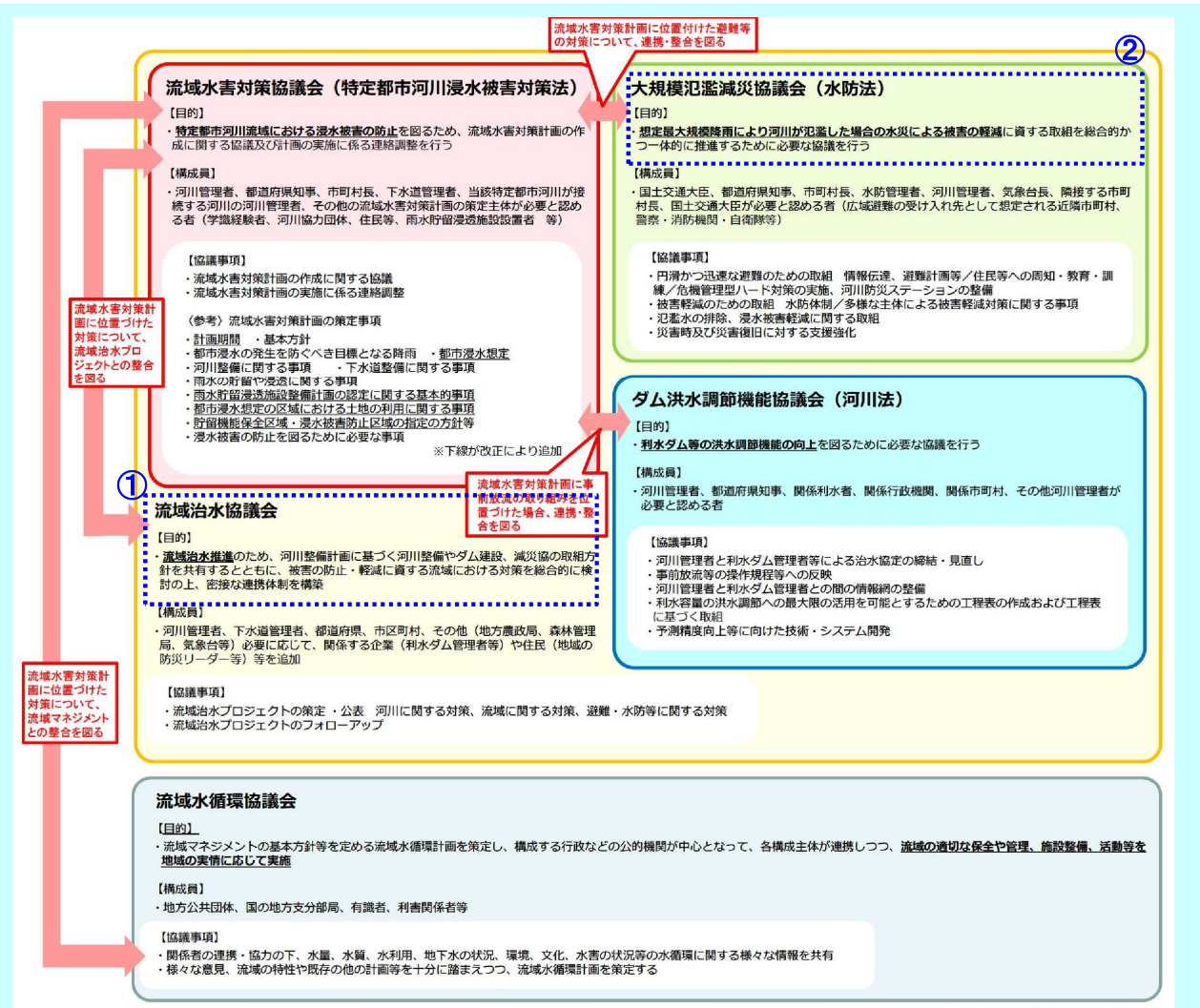


図 3-2 流域水害対策協議会及び類似・関係すると考えられる他の協議会との関係

▲令和7年3月、一般財団法人 国土技術研究センター
「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」より抜粋

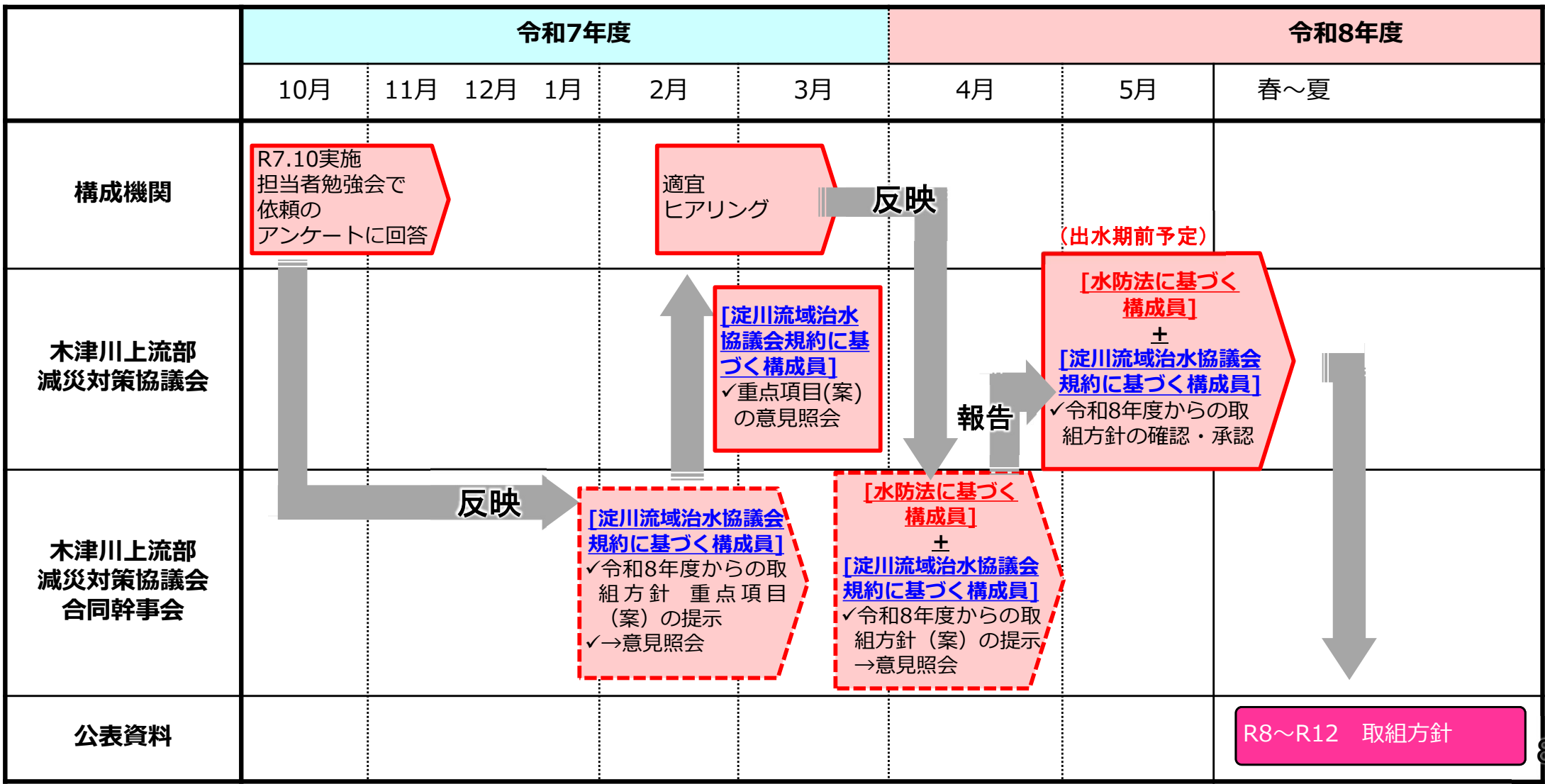
次期取組方針の策定について

(参考資料4参照)



取組方針改定の流れ

- 『「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく木津川上流部の取組方針』（以下、「取組方針」）は令和7年度に目標年度を迎えるため、**今出水期前の協議会にて、令和8年度から5カ年で取り組む「水防災意識社会再構築」に向けた取組を設定する取組方針へ改定を行う。**
- 水防法に基づく構成員による第22回合同幹事会にて意見照会、第20回協議会にて承認を得て改定を行う予定である。
- 「取組方針」は流域治水協議会規約に基づく構成員の皆様が取り組む流域治水プロジェクトのメニューと重なる部分もあるため、本会でも改定に関する意見をお聞きしたい。



【参考】木津川上流部の取組方針 概要

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく木津川上流部の取組方針について

本協議会では、平成25年9月の台風18号による洪水をはじめとして近年浸水被害が頻発する木津川上流部において、平成27年9月の関東・東北豪雨や平成26年8月の広島土砂災害等の教訓を踏まえ、主な課題を抽出し、「逃す・防ぐ・回復する」ことに主眼をおいた取組方針を作成した。

また、大規模水害・土砂災害の意識が、若い世代を中心に記憶から薄れている現状を鑑み、『次世代に「水害・土砂災害に強い地域」と水防災意識を「継承」する。』ことも目標に位置づけ、取組方針をとりまとめた。

具体的な内容

○ハード対策

洪水を河川内で安全に流す対策として堤防整備や河道掘削などの実施に加え、避難行動、水防活動に資する基盤の整備、内水対策、流出抑制に関する整備等を実施する。

○ソフト対策

- 「逃がす」取組
 - ・避難情報が対象者に着実に届くように降雨予測や避難情報・水位情報の提供強化など。
 - ・住民の防災意識・知識の向上を図るため、防災に関する補助教材を活用し、学校などを対象とした出前講座の実施など。
 - ・避難のための時間を十分に確保した避難指示等の発令を可能とするようタイムラインの作成・訓練などを協議会構成員全体で連携して実施など。
- 「防ぐ」取組
 - ・水防団や消防団、自主防災組織等の協力・連携強化のため、市町村を越えた広域水防訓練の検討等。
- 「回復する」取組
 - ・氾濫水の迅速な排水に向けた、大規模水害を想定した排水訓練の実施など。
 - ・災害時にも行政事務機能を継続的に実施するため、庁舎の耐水対策化や事業継続計画の作成など。

減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、参加機関が連携して令和7年度までに達成すべき目標は以下のとおりとした。

平成27年9月の関東・東北豪雨や平成26年8月の広島土砂災害等の教訓を踏まえ、木津川上流域の大規模水害・土砂災害及び複合災害に対し「逃がす・防ぐ・回復する」ことにより減災する。

○目標達成に向けた取組方針

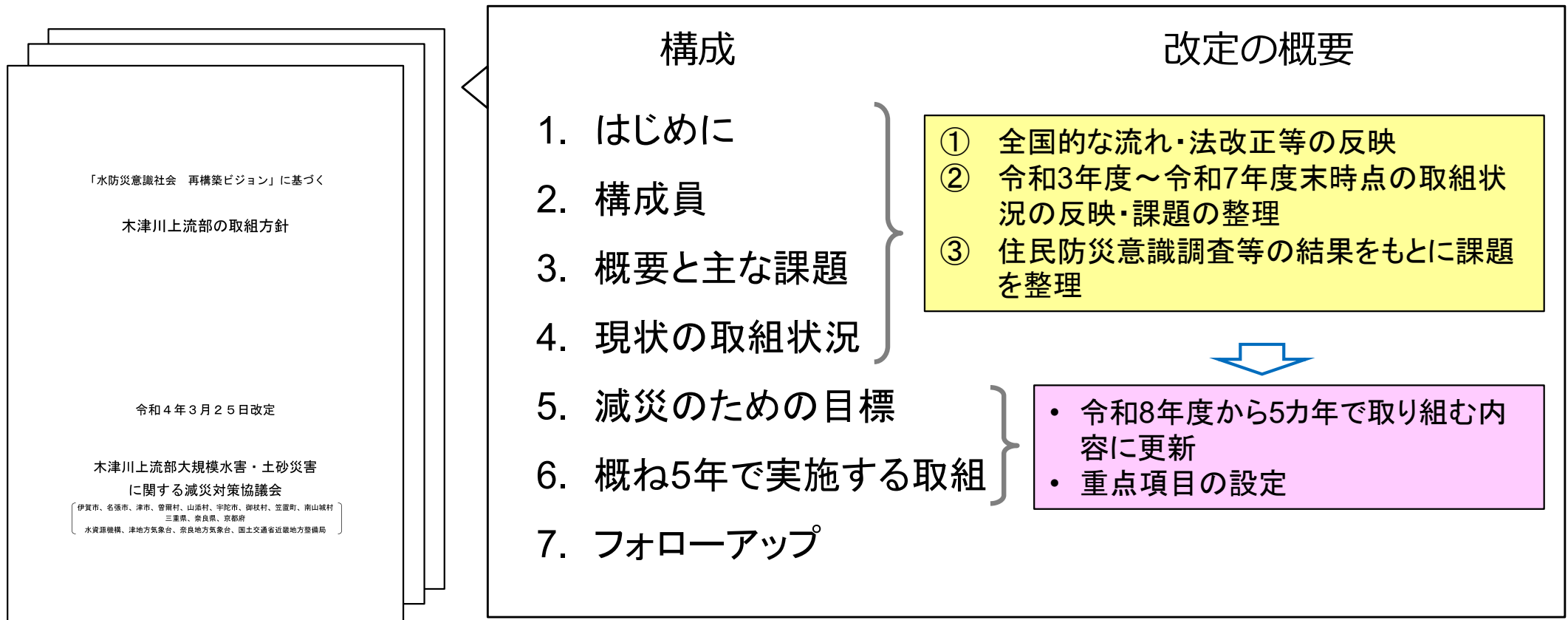
1. 逃げ遅れをなくす的確な避難行動のための取組
2. 氾濫時、土砂災害時及び複合災害時に人命と財産を守る災害活動の強化
3. 一刻も早く日常生活を回復するための取組



取組方針の改定方針

- 令和8年度からの取組方針について、改定箇所と改定の概要は以下のとおりである。
- 「1. はじめに」～「4. 現状の取組状況」に記載の内容を、3つの観点(①全国的な流れ・法改正等の反映、②令和3年度～令和7年度末時点の取組状況の反映・課題の整理、③住民防災意識調査等の結果をもとに課題を整理)によって改定する。
- これらの内容を元に、「概ね5年で実施する取組」に記載の取組項目を令和8年度から5カ年で取り組む内容に更新し、**その中でも重要な取り組みを「構成機関と連携して実施する重点項目」に設定**する。

取組方針の構成と改定箇所





取組項目一覧

- 取組方針の「6.概ね5年で実施する取組」に記載の取組項目は、以下のとおりである。
- 洪水・内水・土砂災害に対するハード対策・ソフト対策と、複合災害に対するソフト対策が設定されている。

具体的な取組の柱		進捗状況
事項	主な内容	
1. ハード対策の主な取組		
①洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項		79%
	河川整備計画に基づく河川改修の実施	75%
	河道内樹木の伐採や堆積土砂の除去等（多数の家屋や重要施設等の浸水が想定される区間の保全対策）	100%
	川上ダムの建設及び管理	100%
	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	50%
	河川管理施設、砂防施設の長寿命化	67%
②危機管理型ハード対策に関する事項		100%
	堤防天端の保護	実施済み
	裏法尻の補強	実施済み
	本川と支川の合流部等の対策 (堤防決壊が発生した場合に人名被害が生じる恐れのある区間において堤防強化対策を実施)	実施済み
③内水対策に関する事項		50%
	雨水排水施設や雨水管きよ・下水管きよを活用した内水排除等の整備	50%
④避難行動、水防活動に資する基盤等の整備		33%
	円滑かつ迅速な避難に資する施設のハード整備	実施済み
	排水施設の整備及び耐水化、庁舎の耐水対策	20%
⑤流出抑制に関する事項（洪水、土砂、流木）		73%
	調整池の整備（田んぼダムの整備、ため池の治水利用）	60%
	森林の整備・保全	83%

具体的な取組の柱		進捗状況
事項	主な内容	
2. ソフト対策の主な取組（①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組）		
①情報伝達、避難計画等に関する事項		65%
	避難勧告に着目したタイムラインを策定（あわせて県～市間のホットラインを構築）	実施済み
	わかりやすい洪水予報文の改良と運用	実施済み
	避難所における感染症対策	50%
	避難情報の発令基準の見直し	67%
	多機関連携型タイムラインの拡充（公共交通機関も参考したタイムライン策定）	33%
②平時からの住民への周知・教育・訓練に関する事項		69%
	想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図及び家屋倒壊等氾濫想定区域図の策定・公表（水害リスク情報の空白域の解消）	100%
	洪水ハザードマップの策定・周知	88%
	内水ハザードマップの策定・周知	29%
	小中学校における水災害教育を実施	80%
	要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進	100%
	避難行動要支援者の避難支援体制の整備	56%
	ダムの防災操作や放流連絡体制の周知（地域住民へ避難の必要性やダム警報局スピーカーの周知）	50%
	関係機関が連携した情報伝達訓練を実施	100%
	住民一人一人のマイタイムライン、マイ防災マップの作成促進	44%
	住民参加型の避難訓練の実施状況、今後の予定等の共有	67%
	防災リーダー育成の支援を実施	70%
	まるとまちごとハザードマップを整備	80%
	避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合等の応急的な避難場所の確保（防災ステーション、防災拠点の整備）	33%

【凡例】

令和7年度末 取組実施（予定含む）機関数に対する実施済み機関数

■：～20% ■：～40% ■：～60% ■：～80% ■：～100%

■：令和4年時点で実施済みとされた取組



取組項目一覧

具体的な取組の柱		進捗状況
事項	主な内容	
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項		93%
住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信を実施		実施済み
避難情報を各世帯へ確実に届けるため防災行政無線の普及（無線のデジタル化等）		実施済み
避難情報を対象者へ確実に届けるためにケーブルテレビや防災メールへの登録、配信サービスやSNSの活用等		実施済み
緊急放送をよりわかりやすく伝えるため、放送のあり方等の検討（危険度の色分け表示）		実施済み
避難場所並びに避難経路の指定更新及び周知		実施済み
降雨予測や避難情報の提供の強化、洪水予測や水位情報の提供の強化（危機管理型水位計や量水標等の設置、河川監視用カメラの配置、浸水や停電の恐れのある観測所において、浸水・停電対策を実施、ダム放流設備の耐水化）		82%
3. ソフト対策の主な取組（②氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組）		
①水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項		77%
水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進		67%
復旧・復興を支える人材や資機材の確保（水防資機材等の配備）		83%
水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施		100%
毎年、関係機関が連携した実働水防訓練を実施		57%
毎年、水防団や地域住民が参加し重要水防箇所等水害リスクの高い箇所の共同点検を実施		78%
4. ソフト対策の主な取組（③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組）		
①排水活動及び施設運用の強化に関する事項		73%
氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した木津川上流域排水計画（案）を作成		実施済み
排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施		100%
水災害のBCP（事業継続計画）を作成		57%
②土地利用に関する事項		0%
浸水被害軽減地区の検討、災害危険区域の検討		0%
適切な土地利用の促進及び周知、土地利用誘導、災害危険区域の指定		0%

具体的な取組の柱		進捗状況
事項	主な内容	
5. 土砂災害に対するハード対策に関する取組		
①防災施設の整備等		57%
砂防堰堤の補修及び砂防堰堤の設置		100%
要配慮者利用施設、避難所の安全対策の強化		25%
6. 土砂災害に対するソフト対策に関する取組		
①土砂災害防止法に基づく事項		87%
基礎調査の実施		100%
基礎調査の公表		100%
土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定		100%
地域防災計画への反映		実施済み
ハザードマップ作成		75%
②土砂災害に対する情報伝達、避難計画等に関する事項		76%
避難情報の発令基準の見直し		86%
タイムラインの作成		86%
避難情報を対象者へ確実に届けるための災害情報の充実と整理（災害予測手法・システムの整備、警戒レベルや危険度分布の表示等）		67%
土砂災害の教育、土砂災害対策事業の啓発活動の実施		91%
地区防災計画（自治会単位）の作成		43%
③土砂による被害の軽減、避難時間の確保のための防災活動の取組に関する事項		69%
毎年、消防団や地域住民が参加し土砂災害リスクの高い箇所の共同点検を実施		33%
避難訓練（広域、自治会単位）の実施		100%
④一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための復旧活動の取組に関する事項		57%
土砂災害に対するBCP（事業継続計画）を作成		57%
7. 複合災害に対するソフト対策：逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組 など		
①複合災害に対する情報伝達、避難計画等に関する事項		69%
複合災害を対象とした被害想定等の検討を行い、複合災害の被害想定等を対象とした取組を推進		実施済み
土砂災害・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性が高い箇所などについて検討及び情報共有		67%
砂防堰堤、遊砂地等の整備と河川改修等が連携した効率的な対策を実施すべき箇所について検討		60%

【凡例】

令和7年度末取組実施（予定含む）機関数に対する実施済み機関数

■：～20% ■：～40% ■：～60% ■：～80% ■：～100%

■：令和4年時点で実施済みとされた取組

重点項目の設定について(案)

- 前々頁で示した取組項目のうち数項目を「構成機関と連携して実施する重点項目」(以下、「重点項目」)として位置づける。
- 「重点項目」設定時の観点として、本取組方針は「水防災意識社会再構築」に向け策定されていることから**住民の防災意識の底上げが重要**であることを踏まえ、防災意識向上に繋がる取組を優先的に「重点項目」に設定する予定。
- 資料1 p17で紹介した住民防災意識調査の結果を見ると、木津川上流域は「率先避難者」が約1割強程度存在する一方で、「Phase1」が最も多い。
- この状況を踏まえ、水防災意識社会再構築の実現に向けては、下記に示す「現時点のPhase分類をもとにした有効な取組」を推進していくことが**重要**と考えられるため、この観点から「重点項目」候補を抽出する。

現時点のPhase分類をもとにした有効な取組

①Phase1に向けて

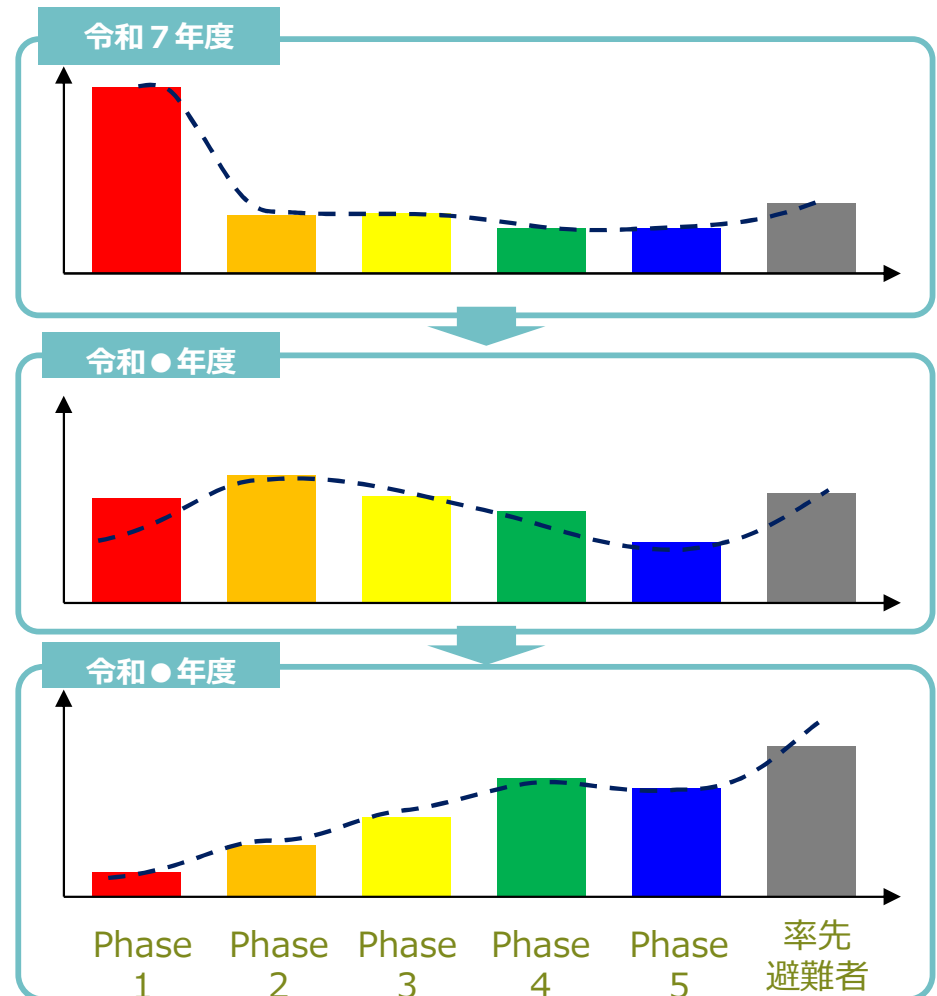
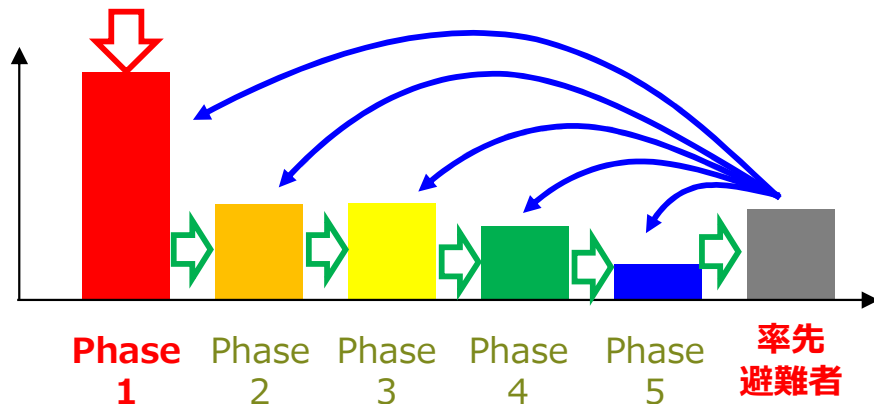
- リスクを認知できていない方に向けて自らのリスクを認知していただくような取組

②各Phaseに向けて

- 各Phaseの人がワンランクアップを行えるような取組

③率先避難者に向けて

- 約20%の率先避難者が旗振り役となり、全体のPhaseを引き上げるような取組



Phase分類の経年変化イメージ

重点項目の設定について(案)

- 「現時点のPhase分類をもとにした有効な取組」に合致する以下の取組項目を「重点項目」として設定する。
- 「重点項目」の設定についてご意見があれば、伺いたい。

■ 構成機関と連携して実施する重点項目一覧 (案)

観点	R8~R12の重点項目(案)	備考
①住民のリスク認知を高める取組	<ul style="list-style-type: none"> ○まるごとまちごとハザードマップを整備 ○土砂災害・洪水ハザードマップの策定・周知 	
②各phaseの住民が継続的にワンランクアップを狙える取組	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校における水災害教育を実施 ○土砂災害の教育、土砂災害対策事業の啓発活動の実施 ○住民一人一人のマイタイムライン、マイ防災マップの作成促進 ○要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進 	○法的義務化や、訓練未実施施設数が多い市町村が存在する状況を踏まえた
③率先避難者が旗振り役となり、全体のPhaseを引き上げるような取組	<ul style="list-style-type: none"> ○複数機関や防災リーダーが連携し、住民に向けた防災啓発活動の実施(新規追加) 	